

原議保存期間	30年（平成57年3月31日まで）
有効期間	一種（平成57年3月31日まで）

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙鑑発第1号、丙生企発第1号
丙刑企発第1号、丙捜一発第1号
平成27年1月5日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長

死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について（通達）

この度、死体取扱規則等の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）並びに死体取扱細則（平成27年警察庁訓令第1号）、DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成27年警察庁訓令第2号）及び行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第3号）が別添のとおり制定され、いずれも平成27年4月1日から施行されることとなった。その趣旨及び改正の要点は、下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 趣旨

死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）において身元不明死体の身元確認のためにDNA型情報を活用する仕組みを構築することとされたこと等を受けて、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）及び行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）並びにDNA型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第8号）の一部を改正するとともに、死体取扱細則及び行方不明者発見活動に関する細則を新たに制定するもの。

第2 改正の要点

1 死体取扱規則の一部改正関係

(1) 死体DNA型記録の作成等（第4条関係）

ア 死体DNA型記録を特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録とし、死体取扱細則において警察庁長官が定める事項を定めた（第2項及び死体取扱細則関係）。

イ 警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）から死体DNA型記録の送信を受けた警察庁刑事局犯罪鑑

識官（以下「犯罪鑑識官」という。）は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知することとした（第4項関係）。

(2) 死体DNA型記録の整理保管等（第4条の2関係）

ア 犯罪鑑識官は、科学捜査研究所長から死体DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管することとした（第1項関係）。

イ 犯罪鑑識官は、死体DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じることとした（第2項関係）。

ウ 犯罪鑑識官は、(1)イの対照をした場合において、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者であることが判明したときなど、その保管する死体DNA型記録を保管する必要がなくなったと認めるときは、当該死体DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

(3) 死体取扱規則の一部改正に伴う経過措置（改正規則附則第2条関係）

ア 改正規則の施行の際現に改正規則の施行前に行ったDNA型鑑定により身元が明らかでない取扱死体の組織の一部（以下「死体資料」という。）の特定DNA型が判明しているときは、警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付することとした（第1項関係）。

イ アの送付を受けた鑑識課長は、当該死体資料の特定DNA型その他の改正後の死体取扱規則第4条第2項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信することとした（第2項関係）。

ウ イの記録の送信後の犯罪鑑識官による当該記録に係る取扱いについては、(1)イ及び(2)と同様とすることとした（第3項関係）。

2 DNA型記録取扱規則の一部改正関係

(1) 定義（第2条関係）

鑑定機材の高度化によりDNA型鑑定の座位が追加されること等に伴い

「特定DNA型」の定義を変更した（第2号関係）。

(2) 対照（第5条関係）

ア 科学捜査研究所長から変死者等DNA型記録の送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知することとした（第2項関係）。

イ 第1項、第2項又は第3項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知することとした（第4項及びDNA型記録取扱細則の一部改正関係）。

(3) 整理保管（第6条関係）

ア 犯罪鑑識官は、科学捜査研究所長から変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管することとした（第1項関係）。

イ 犯罪鑑識官は、変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じることとした（第2項関係）。

(4) 抹消（第7条関係）

犯罪鑑識官は、(2)アの対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者であることが判明したときなど、その保管する変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなったと認めるときは、当該変死者等DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

(5) DNA型記録取扱規則の一部改正に伴う経過措置（改正規則附則第3条関係）

ア 改正規則の施行の際現に改正規則の施行前に行ったDNA型鑑定により変死者等資料（身元が明らかでない変死者等の身体から採取された資料をいう。）の特定DNA型が判明しているときは、警察署長等は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを鑑識課長に送付することとした（第1項関係）。

イ アの送付を受けた鑑識課長は、当該変死者等資料の特定DNA型その他のDNA型記録取扱規則第3条第3項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信することとした（第2項関係）。

ウ イの記録の送信後の犯罪鑑識官による当該記録に係る取扱いについては、(2)、(3)及び(4)と同様とすることとした（第3項関係）。

3 行方不明者発見活動に関する規則の一部改正関係

(1) 犯罪鑑識官による対照等（第18条関係）

ア 犯罪鑑識官は、受理票の写しと身元不明死体票の写しとを対照する方法による調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかったときは、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した鑑識課長に通知することとした（第4項関係）。

イ アの通知を受けた鑑識課長は、当該通知があった旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知することとした（第5項関係）。

(2) 特異行方不明者等DNA型記録の作成等（第24条の2関係）

ア 受理署長は、特異行方不明者について(1)イの通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、届出人又は当該特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から、その同意を得て、特異行方不明者等資料の提出を受け、科学捜査研究所長に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定を嘱託することができることとした（第1項関係）。

イ アの嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、アの受理署長からエの対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特異行方不明者等DNA型記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信することとした。（第2項及び行方不明者発見活動に関する細則第2条関係）。

ウ 科学捜査研究所長は、イの送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

エ イの送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結

果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知することとした（第4項関係）。

オ エの通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容をアの受理署長に通知することとした（第5項関係）。

(3) 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等（第24条の3関係）

ア 犯罪鑑識官は、(2)イの特異行方不明者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管することとした（第1項関係）。

イ 犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じることとした（第2項関係）。

ウ 犯罪鑑識官は、(2)エの対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したときなど、その保管する特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなつたと認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消することとした（第3項関係）。

【別添資料】（略）

- 1 死体取扱規則等の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第1号）
- 2 死体取扱規則等の一部を改正する規則新旧対照条文
- 3 死体取扱細則（平成27年警察庁訓令第1号）
- 4 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成27年警察庁訓令第2号）
- 5 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照条文
- 6 行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第3号）